八　ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの　令第百二十九条の六第二号、第四号及び第五号、第百二十九条の七第一号（屋上部分の昇降路に係るものを除く。）、第二号、第四号及び第五号、第百二十九条の九、第百二十九条の十第三項第一号、第三号及び第四号並びに同条第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ　かごは、次に定める構造とすること。

(1)　かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に容易に触れることができない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。

(2)　平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一第六号から第九号までに定める構造方法を用いるものであって、同告示第二第二号及び第五号から第八号までに定める基準に適合するものとすること。

ロ　屋上部分の昇降路は、次に定める構造とすること。

(1)　屋上部分の昇降路は、周囲を柵で囲まれたものとすること。

(2)　屋上と他の出入口及びかご内とを連絡することができる装置を設けること。

(3)　かごが屋上に突出して昇降する場合において、警報を発する装置を設けること。

ハ　昇降路の出入口の戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）には、平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号に定める基準に適合する施錠装置を設けること。この場合において、同告示第一号中「出入口の戸」とあるのは「出入口の戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

ニ　制御器は、平成十二年建設省告示第千四百二十九号第一第二号から第四号までに定める基準に適合するものとすること。この場合において、同告示第一第二号中「戸」とあるのは「戸（屋上の昇降路の開口部の戸を除く。以下同じ。）」と、同第三号中「建築基準法施行令第百二十九条の七第三号」とあるのは「平成十二年国土交通省告示第千四百十三号第八号ハ」と読み替えるものとする。

ホ　鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けること。

ヘ　屋上と最上階との間を昇降するものとすること。

九　車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの　令第百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ　かごは、次に定める構造とすること。ただし、昇降行程が一メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあっては、この限りでない。

(1)　次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとすること。

(i)　かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない一人乗りのエレベーター　出入口の部分を除き、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から七センチメートル（出入口の幅が八十センチメートル以下の場合にあっては、六センチメートル）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

(ii)　(i)以外のエレベーター　出入口の部分を除き、高さ一メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ一メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

(2)　出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。

(3)　用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成十二年建設省告示第千四百十五号第五号に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラム、車いすの重さを百十キログラムとして計算した定員をいう。）並びに一人乗りのエレベーターにあっては車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

ロ　昇降路は、次に定める構造とすること。

(1)　高さ一・八メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあっては、この限りでない。

(2)　出入口の床先とかごの床先との水平距離は、四センチメートル以下とすること。

(3)　釣合おもりを設ける場合にあっては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。

(4)　かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとすること。

ハ　制御器は、昇降行程が一・〇メートルを超えるものにあっては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとすること。

ニ　次に掲げる安全装置を設けること。

(1)　かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあっては、次に掲げる装置

(i)　鍵を用いなければかごの開閉ができない装置

(ii)　開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置

(iii)　かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置

(2)　かごが着脱式のものにあっては、かごとレールが確実に取りつけられていなければかごを昇降させることができない装置

(3)　住戸内のみを昇降するもの以外のものにあっては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

十　階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの　令第百二十九条の六第五号及び第百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ　昇降はボタン等の操作によって行い、ボタン等を操作し続けている間だけ昇降する構造とすること。

ロ　人又は物がかごと階段又は床との間に強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けること。

ハ　転落を防止するためのベルトを、背もたれ、ひじ置き、座席及び足を載せる台を有するいすに設けること。

附　則

1　この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

2　平成十二年建設省告示第千四百十五号の一部を次のように改正する。

第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同号イを削り、同号ロ中「（イに掲げるものを除く。）」を削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。

3　平成十二年建設省告示第千四百二十三号の一部を次のように改正する。

第六号中「第八号」を「第十号」に改める。

第六中「第七号」を「第九号」に改める。

第七中「第八号」を「第十号」に改める。